



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

●日本年金機構からのお知らせ●

・令和8年度「算定基礎届」の提出のお願い ……………2- 3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・お財布にやさしいジェネリック医薬品を選ぼう！ …………… 4
- ・定期健康診断結果をご提供ください …………… 5
- ・第三者行為による傷病届をご提出ください …………… 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・蓮沼ウォーターガーデン入園割引券配付のご案内 …… 6
- ・カードケースを配付します ……………7

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています

日本年金機構からのお知らせ

令和8年度「算定基礎届」の提出のお願い

厚生年金保険および健康保険では、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請をご利用されていない事業所様にあつては、ぜひこの機会に電子申請へ移行されますようお願いいたします。

提出期間	令和8年7月1日（水）～7月10日（金）まで
提出方法	電子申請（電子申請を導入されていない事業所は東京広域事務センターへ郵送）
照会先	ねんきん加入者ダイヤル（0570-007-123） 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913 〈受付時間〉月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：30～午後4：00 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

算定基礎届等の記入・提出時の注意事項

1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 7月改定の月額変更届を提出する方
- ③ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

・上記②および③の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3. 月額変更予定」を○で囲んでください。

・電子申請および電子媒体による提出の場合は、上記②および③の対象者を除いて作成してください。（提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします）

- ・4月昇給（降給）に伴う7月随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
- ・上記③の方について、8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を、速やかにご提出ください。

日本年金機構からのお知らせ

2. 70歳以上の届出

以下の(1)~(3)のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。

- (1)70歳以上
- (2)過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- (3)事業所で常時使用されている

「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」をチェックし、個人番号を入力してください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」を○で囲み、個人番号を記入してください。

3. 支払い基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は4, 5, 6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数（報酬の支払対象となった日数）がそれぞれ17日（※）以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れしないでください。

（※）国・地方公共団体および特定（任意特定）適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

4. 4分の3以上勤務者（パートタイマー等）の取扱い

- 「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「パート」をチェックしてください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「⑭総計」欄と「⑮平均額」は記入しないでください。

5. その他の注意事項

- 算定基礎届の提出にあたり、賃金台帳などの関係帳簿を提示していただく場合があります。
- 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人に通知してください。

県内各会場において、社会保険制度説明会を開催します。詳細については、令和8年5月号の納入告知書に同封の案内チラシ及び日本年金機構ホームページをご参照ください。

また、算定基礎届の作成に関する動画や資料について、日本年金機構ホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

お財布にやさしい ジェネリック医薬品 を選ぼう!

医療機関や薬局から処方されるお薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）に分けられます。



ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品と同等の効果

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると、国から認められています。

飲みやすく改良されている

薬の大きさを小さくしたり、水なしでも飲めるようにしたり、苦みを抑えたり、先発医薬品より飲みやすくなるような様々な工夫がされています。



選ばれています!

ジェネリック医薬品の
使用割合は...

90%超え!!

(令和7年12月時点
全国平均)



ジェネリック
医薬品に関する
詳細はこちら



お薬代が安い

先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。

ジェネリック医薬品を選ばないとお薬代がさらに高くなる場合も...

ジェネリック医薬品があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合、**特別料金のお支払いが必要です。**
また、**令和8年6月から特別料金の価格が上がります!**

特別料金(現行)

先発医薬品と
ジェネリック医薬品の価格差の
4分の1相当額

から...
令和8年6月

先発医薬品と
ジェネリック医薬品の価格差の
2分の1相当額に!

特別料金の対象となる
医薬品の一覧
などはこちら



例 先発医薬品の価格が1錠100円、ジェネリック医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を特別料金としてお支払いいただけます。また、特別料金は課税対象であるため、消費税分も加えた金額のお支払いとなります。

*先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別料金は発生しません。

この機会に、ジェネリック医薬品の**積極的なご利用**をお願いいたします!

ご利用について

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、**医療機関**や**薬局**にご相談ください。
※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合がございます。



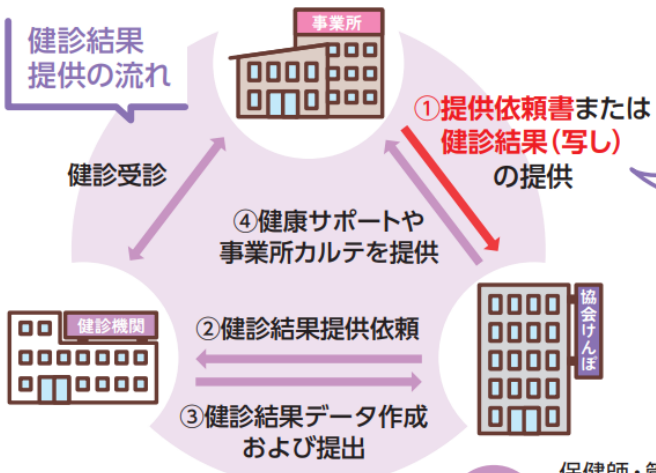
協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

(事業者健診結果)

定期健康診断結果をご提供ください

皆様へお願い
事業主の

協会けんぽでは従業員の皆様の健康の保持・増進のため、生活習慣病予防健診の受診を推進しておりますが、生活習慣病予防健診を利用せず、**労働安全衛生法**にもとづく**定期健康診断(事業者健診)**を実施している**事業主様は、事業者健診の結果をご提供ください!**



ご提供いただきたい対象者
事業者健診を受けた被保険者(ご本人)さま

- 健診結果データの作成が可能な健診機関で受診した場合**
「提供依頼書」をご提出ください
- 上記以外の健診機関で受診した場合**
健診結果(写し)をご提出ください
※必要項目が不足する場合は、問診票を記入のうえあわせてご提出ください。

健診結果の作成が可能な健診機関や提供依頼書、健診結果(写し)の提出、問診票について詳細はこちら

提供すると
こんな**メリット**が!

- 1 保健師・管理栄養士による**健康サポート**(特定保健指導)が**無料**で受けられます!
- 2 要受診で医療機関未受診の方に**受診のお勧め**を送付できます!

上記を活用することで、医療費の削減が期待され、**健康保険料率の抑制につながります!**

相手方の行為によるケガで健康保険を使って治療を受ける場合は

第三者行為による傷病届をご提出ください

交通事故や暴力など、第三者の加害行為により負傷した場合を『**第三者行為**』といいます。
第三者の行為により負傷し、健康保険を使って治療を受ける場合は、『**第三者行為による傷病届**』をご提出ください。

動物に噛まれてケガをした

相手がいる交通事故(同乗を含む)

けんか等の暴力行為

等

なぜ協会けんぽへの届出が必要なの?

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担するべきものです。健康保険を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることとなりますので、後日、加害者に対して請求します。
加害者に対して協会けんぽが負担した治療費を請求するために、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

提出書類等
詳細はこちら

※業務上(仕事中)や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、一部の例外を除いて健康保険を使って治療することはできません。健康保険を使用する前に、管轄の労働基準監督署へご相談ください。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

6/10より配付開始です!

蓮沼ウォーターガーデン

入園割引券配付のご案内



ところ

山武市蓮沼ホ368-1 ☎0475-86-3171

営業期間

令和8年7月4日(土)~9月23日(水・祝)

※休園日 7月6日~10日、13日~17日および9月の平日

営業時間

9:00~17:00 (最終入園15:00まで)

※悪天候時は休園になる場合もあります。お出かけ前にご確認ください。



料金改定につき
助成金アップ!

入園料金および助成金額

種別 / 一般料金	協会契約料金	協会助成金	利用者負担	
大人(18歳以上)	2,200円	1,980円	400円	1,580円
高校生	1,200円	1,080円	280円	800円
中学生	500円	450円	250円	200円
小学生	400円	360円	200円	160円
幼児(4歳~未就学児)	200円	180円	100円	80円

利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法

本誌に同封した「申込書」を切り取って必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付※・送付先明記)を必ず同封のうえ下記までご郵送ください。

※申込枚数が45枚までは110円分、46枚以上は180円分の切手

※必ず当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申込ください。ダウンロードできない場合は電話(TEL. 043-233-3971)にてご相談ください。

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会

※1事業所 各券15枚まで。割引券がなくなり次第配付を終了します。

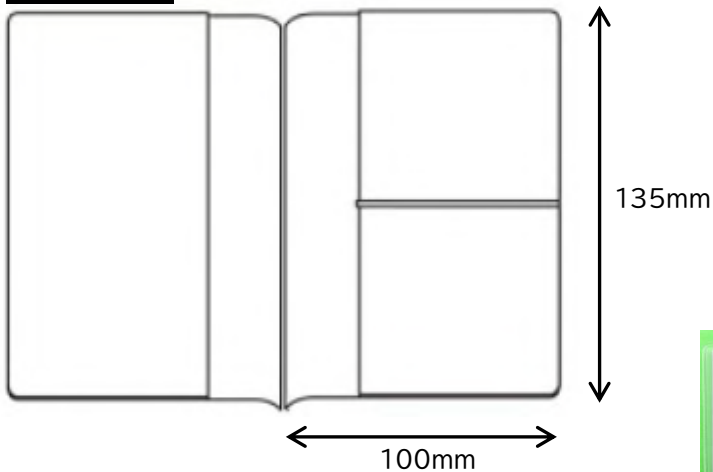
●割引券を申込み際の注意事項●

申込枚数が46枚以上になる場合は、返信用封筒に180円分の切手を貼付してください。

診察券等の保管に便利

『カードケース』を配付します

見開き図



マルチポケット×1 カードポケット×6

カードポケットには、よくあるサイズの診察券などが余裕をもって入ります。(右の写真参照)

マルチポケットは、B7サイズ(パスポートとほぼ同サイズ)のものが入ります。

通院に欠かせない診察券のほか、医療証や資格確認書などをまとめて保管するのに便利なカードケースを配付します。半透明のやわらかいサラッとしたビニール素材でできており、出し入れがしやすく、診察券などを入れたままでも内容が視認できます。



当協会名称入り(金色)



申込方法について

「申込書」に必要事項を記入し、下記2点(①と②)を同封のうえ当協会へご郵送ください。

※必ず当協会HPの会員専用ページでダウンロードした申込書でお申込ください。

ダウンロードができない場合は、電話(TEL. 043-233-3971)にてご相談ください。

【申込先】〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会

① 110円分の切手(10冊までの送料として)※返信用封筒に貼らないでください

② 返信用封筒(A4が折らずに入るサイズで、送付先住所および宛名を明記したもの)

※切手①は返信用封筒②には貼らずに同封してください。

※②の返信用封筒は、他の申込(割引券など)とは別にご用意ください。

※1事業所10冊まで。希望冊数が多い場合は、応相談(TEL. 043-233-3971)

在庫がなくなり次第配付を終了します。